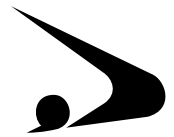


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

規 則
 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則(一一・税務課)
 生活保護法施行細則等の一部を改正する規則(一三・医務薬事課)

規 則

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則をここに公布する。
 平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十二号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十四年秋田県条例第一号。以下「条例」といふ。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不動産取得税の不均一課税に係る添付書類)

第二条 条例第四条第二項の規定により秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)第七十条第一項の申告書に条例第二条の規定の適用があるべき旨を付記して条例第四条第一項の規定による申告をする場合においては、当該申告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第十七条第二項に規定する認定特定事業計画又は同法第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に係る商業基盤施設の用に供する家屋であることを証する書面

二 取得した家屋の取得価額を証する書類
 三 取得した家屋の平面図
 四 土地に係る申告にあつては、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十三条第一項に規定する建築物の建ぺい率を証する書類
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十四年三月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十三号

生活保護法施行細則等の一部を改正する規則

(生活保護法施行細則の一部改正)
 第一条 生活保護法施行細則(昭和二十八年秋田県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

様式第三十四号中、「岫巒嶺」を「岫巒嶺」に改める。

(秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第二条 秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年秋田県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中、「看護婦免許」を「看護師免許」に改める。

第四条第一号中、「保健婦・保健士修学資金」を「保健師修学資金」に改め、同条第二号中、「助産婦修学資金」を「助産師修学資金」に改め、同条第三号中、「看護婦・看護士修学資金」を「看護師修学資金」に改め、同条第四号中、「准看護婦・看護士修学資金」を「看護師修学資金」に改める。

(秋田県財務規則の一部改正)

第三条 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二第四十二号及び第四十三号中、「准看護婦又は准看護士」を「看護護師」に改め、同表第四十四号中、「准看護婦試験合格証明書」を「看護護師試験合格証明書」に改め、同表第四十九号及び第五十号中、「准看護婦免許証又は准看護士免許証」を「看護護師免許証」に改め、同表第五十一号中、「助産婦名簿謄本交付手数料」を「助産師名簿謄本交付手数料」に改める。

(災害救助法施行細則の一部改正)
 第四条 災害救助法施行細則(昭和三十九年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号(3)中「保健婦、助産婦及び看護婦」を「保健師、助産師及び看護師」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年秋田県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

様式第四号の二の紙中

看護婦 付添婦 その他	年 月 日から 年 月 日まで	日間
-------------------	--------------------	----

を

年 月 日から 年 月 日まで	日間 (看護師の資格 有 無)
--------------------	-----------------------

に改め、同様式

の二の紙中「保健婦、保健士、看護婦、看護士」を「保健師、看護師」に、「准看護婦、准看護士」を「准看護師」に改める。

(秋田県病院事業財務規則の一部改正)

第六条 秋田県病院事業財務規則(昭和四十四年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一助定科目表費用の部の表中「看護婦給」を「看護師給」に、「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に、「看護婦手当」を「看護師手当」に改める。

(秋田県立衛生看護学院学則の一部改正)

第七条 秋田県立衛生看護学院学則(昭和五十四年秋田県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦又は看護士」を「保健師、助産師又は看護師」に改める。

第九条中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改め、「看護婦」を「看護師」に改める。

第十条第一号(二)中「准看護婦若しくは准看護士」を「准看護師」に改める。

第十八条第一項中「看護婦学校」を「看護師学校」に、「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改め、同条第三項中「看護婦学校又は看護婦養成所」を「看護師学

校又は看護師養成所」に改める。
別表第二号中「助産婦」を「助産師」に改める。
様式第八号中「看護婦学校又は看護婦養成所」を「看護師学校又は看護師養成所」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

購読料金 一月三千五百円

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

印 刷 者

株式会社 秋田市山王七丁目五番二十九号
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubarara@matsubararansatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社